

埼玉県皮膚科医会 会則

- 第1条 本会は、埼玉県皮膚科医会と称し、埼玉県医学会に所属する。
- 第2条 本会事務所は埼玉県医師会内に置く。
- 第3条 本会は、次の目的のために必要な事業を行う。
- (1) 臨床皮膚科学の発展普及と社会福祉の増進
 - (2) 社会保険診療の調査研究
 - (3) 学術講演会の開催
 - (4) 会員相互の親睦融和
 - (5) その他必要な事項
- 第4条 本会の会員は、正会員と賛助会員とする。
1. 正会員は、原則として埼玉県において皮膚科診療に従事する医師。
 2. 賛助会員は、本会の目的に賛同する正会員以外の個人、団体で本会の主催する事業に参加を希望する者。
- 第5条 本会に入会しようとする者は、住所氏名を記入し、会費を添えて会長に提出するものとする。
- 第6条 本会に次の役員を置く
- 会 長 1人
副会長 3人以内
理 事 若干名
常任理事 10名以内
監 事 2人
2. 会長は、総会において施行細則に基づき正会員より選出する。副会長、理事、常任理事、監事は会長が正会員の中から指名し、総会で承認を得る。
 3. 会長が必要と認めたときは、埼玉県医師会会長の推薦する者を理事に委嘱することができる。
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
理事は会務を分担して処理する。
常任理事は理事の中から選出し、会務分担、業務執行を円滑にする。
監事は、会務及び財産状況を監査する。
- 第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第9条 本会に学術、保険等各種委員会をおくことができる。その設置並びに委員については、役員会において決定するものとする
- 第10条 本会に名誉会長、顧問、参与を置き、会長がこれを推薦することができる。

第11条 集会は、定例総会及び学術集会として年1回会長が召集する。ただし必要により臨時に召集することができる。

2. 総会の議長は、出席した正会員の中より選任する。
3. 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもってし可否同数のときは議長が決する。
4. 次に掲げる事項は、総会において議決又は承認を得なければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 収支決算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
5. 会長は、次の事項を総会に報告するものとする。
 - (1) 役員会における議事事項
 - (2) 庶務及び会計報告
 - (3) 事業報告

第12条 臨時総会は、役員会の議決又は正会員4分の1以上の要求がありたる場合に会長が召集する。

第13条 役員会は、会長が招集する。
次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) 会長が必要と認める事項

第14条 議決は、総て正会員出席の過半数をもってしなければならない。
可否同数のときは議長が決する。

第15条 本会の経費は会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会費は、次のとおりとし、毎年4月に納入する。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 賛助会員 30,000円

ただし名誉会長、顧問、77歳を越えた正会員の会費は免除する。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 総会及び役員会において議決した事項は、埼玉県医師会長に報告するものとする。